

国語研究等小委員会の設置について

平成23年5月25日に開催された文化審議会国語分科会において、文化審議会国語分科会運営規則第2条の規定に基づき、同分科会の下に国語研究等小委員会が設置された。

記

1. 趣旨

独立行政法人国立国語研究所を大学共同利用機関法人人間文化研究機構（以下「人間文化研究機構」）に移管することを定めた「独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律」附則第15条では、「国は、国語に関する調査研究等の業務の重要性を踏まえ、当該業務の人間文化研究機構への移管後二年を目途として当該業務を担う組織及び当該業務の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずる」と規定されている。

このため、人間文化研究機構国立国語研究所における国語に関する調査研究等を担う組織及び当該業務の在り方について、国語政策の観点から検討を行うため、国語分科会の下に「国語研究等小委員会」を設置する。

2. 検討事項

人間文化研究機構国立国語研究所における国語に関する調査研究等の業務を担う組織及び当該業務の在り方について、国語政策の観点から検討を行う。